



28中都計第1623号
平成28年11月8日

中野区都市計画審議会
会長 矢島 隆 様

中野区長 田中 大輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項及び同法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画防災街区整備地区計画南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画の変更（中野区決定）

〔理由〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という。）改正に伴い、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため地区計画を変更する。

- 2 東京都市計画地区計画南台四丁目地区地区計画の変更（中野区決定）

〔理由〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という。）改正に伴い、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため地区計画を変更する。

- 3 東京都市計画公園第4・4・3号中野公園の変更（中野区決定）

〔理由〕

都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、変更を行う。

以上